

掛川市条例第10号

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市個人番号の利用に関する条例（平成27年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p><u>2</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p><u>2</u> 市長は、別表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の<u>情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

事 務	特 定 個 人 情 報
<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>2 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3 母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	重度障害者に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度障害者に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	母子家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。